

金融商品取引法に基づく表示

金融商品仲介業に関する明示（金融商品取引法第 66 条の 11）に基づき、駒崎竜（エターナルプライベートバンキング）（以下「当社」とします）は、予め以下の事項について明示致します。

お客様におかれましては、内容を十分ご理解のうえでお取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

1.金融商品仲介業と所属金融商品取引業者

金融商品仲介業者は、内閣総理大臣の登録を受けて金融商品仲介業を行うことができます。当社は、エアーズシー証券株式会社とあかつき証券株式会社（以下「所属金融商品取引業者」とします）と業務委託契約を締結し、所属金融商品取引業者が取り扱う金融商品の仲介を行うことを認められた金融商品仲介業者です。当社は、業務委託契約を締結した所属金融商品取引業者に対し、金融商品仲介行為を行う者であり、所属金融商品取引業者に雇用された外務員ではありません。お取引の相手方となる所属金融商品取引業者は、個別の取引ごとに明示致します。

2.代理権の不存在について

当社には、所属金融商品取引業者の代理権はありません。お客様は、所属金融商品取引業者と直接契約して取引口座を開設することとなります。当社は、お客様への説明と共に、口座開設、注文発注が正しく行われるよう、その仲介を行います。

3.金銭又は有価証券の預託禁止について

当社は、いかなる理由かを問わず、金融商品仲介業に関してお客様から金銭もしくは有価証券の預託を受けることは一切できません。

お客様は、所属金融商品取引業者に対して、金融商品取引にかかる金銭または有価証券を直接預託することになります。同様に、金融商品取引にかかる受渡しにつきましても、金融商品取引業者と直接受渡しを行うこととなります。

4.手数料等について

お客様が行う取引につき発生する手数料は、所属金融商品取引業者に対して支払う手数料のみです。お支払いの手数料は、お取引を行う金融商品取引業者ごとに異なる場合がございます。金融商品仲介業者は、有価証券等の取引については、所属金融商品取引業者から報酬を得るため、お客様から手数料をいただくことはありません。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料およびリスクについては、所属金融商品取引業者の契約締結前交付書面等の記載内容をご確認下さい。

■金融商品仲介業者

駒崎竜（エターナルプライベートバンキング）

関東財務局長（金仲）第 820 号